

公示番号：160458

国名：ミャンマー

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：イネ種子認証・供給システム強化プロジェクト詳細計画策定調査（イネ種子流通・認証）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：イネ種子流通・認証
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年8月中旬から2016年10月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.35M/M、現地 1.00M/M、合計 1.35M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
4日	30日	3日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月20日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年8月2日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	26点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	10点
③語学力	10点
④その他学位、資格等	10点
- (計100点)

類似業務	イネ種子に係る業務
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ミャンマーの農業セクター（含、農林畜水産）は、GDP の 29.8%（2014 年度、ミャンマー計画・財務省）を占め、就業人口の 61.2%（2011 年度）が従事する重要セクターである。農業セクターのうち、コメは全作付面積の 37%で生産され、国民年間 1 人当たりの消費量 180kg（都市部）～200kg（農村部）（2014 年度、精米ベース、USDA）と、摂取カロリーの大半を供給する食糧安全保障上重要な穀物である。近年は輸出量も伸び、豆類に次ぐ重要輸出農産物となっている。

しかし生産性及び付加価値の観点でミャンマーの稲作は課題を抱えている。生産性（単収、粳ベース、2014 年）は 3.9t/ha と、タイの 3.0t/ha と比して高いが、ベトナムの 5.8t/ha と比して向上の余地がある。また、登熟時期の不均一によるポストハーベストのロスの多さや、粒長の混在、赤米などに起因する精米歩合の低さも課題であり、精米歩合は 64%と、タイの 66%より低く、日本の 73%と比して改善の余地が大きい（2014 年度、USDA）。付加価値の面では、粳の均一性が低いため乾燥にむらができやすく、過乾燥や水分過剰により米の取引価格が低下している。

生産性、付加価値の双方を向上させるためには、優良種子の利用が有効である。ミャンマー政府は、イネ優良種子の重要性を認識し、その増殖普及のため、政府予算により Breeders Seed（以下、「BS」という）、Foundation Seed（以下、「FS」という）、Registered Seed（以下、「RS」という）の生産、及び Certified Seed（以下、「CS」という）生産者への技術普及並びに CS の品質検査を行う体制を構築している。JICA は「農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト」（2011 年～2017 年）により、BS から CS に至る一連の増殖普及の体制の強化を支援し、プロジェクト開始前には存在しなかった「品質の保証された CS」の生産を実現した。

しかし、ミャンマーにおける「品質の保証された CS」の供給量は、未だに需要量の 1～2%程度と推計される。その要因として、CS 認証を行う普及局の圃場審査サービスの不足、種子生産者への生産技術指導の不足、CS 市場の未成熟（コストをかけて質の良い CS を生産しても、見合った価格で売れない）、CS 認証を受けずに自社ブランドで種子を販売する企業の存在等が挙げられる。

これら背景により、ミャンマー政府は、我が国政府に対し、「品質の保証された CS」の供給を増加させるため、政府の CS 認証サービスの改善（審査期間短縮等）、生産者の生産技術の向上、及び生産者の CS 認証取得促進による供給増を目指す「イネ種子認証・供給システム強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を要請した。同要請に基づき、JICA は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる協議議事録（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的として詳細計画策定調査を実施することを決定した。

本業務従事者は、本詳細計画策定調査において、関係諸機関の能力や役割分担を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、プロジェクトの内容及びモデルサイト設定の考え方等を提案・協議する。また、イネ種子認証体制強化を中心に捉えつつ、より下流の飯米流通段階での市場育成等についても、支援可能性を協議・検討し、または必要に応じて外部条件・前提条件として適切に本プロジェクトとの関係性を位置付ける。JICA 職員等からなる調査団と合流の後、本プロジェクトの枠組みについてミャンマー側と確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結に協力する。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他団員が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）の取りまとめを行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2016年8月中旬～8月中旬）

- ①「農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト」の報告書等をレビューし、プロジェクトの実績、実施プロセスを把握する。
- ②要請背景・内容を把握の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、ミャンマー側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）を作成する。
- ③現地調査におけるヒアリング先候補（農業畜産灌漑省、商業省、ミャンマーアグリビジネス公社等）について検討の上、JICA と協議する。
- ④本プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案の担当分野関連部分を検討する。
- ⑤対処方針会議等に参加する。

### （2）現地業務期間（2016年8月中旬～9月中旬）

- ①JICA ミャンマー事務所等との打合せに参加する。
- ②ミャンマーのイネ優良種子の流通における阻害要因について、生産から飯米流通までのバリューチェーンの全体像を念頭に資料収集・関係者へのヒアリングを行い、現状を把握する。その際、本プロジェクトで対処する課題と外部要因と位置付けるべき課題を明確に区分する。

（阻害要因の例）

- ・ 消費者の嗜好に合った品種の不足
- ・ RS の低品質や入手困難性
- ・ 種子生産者の圃場段階での生産技術不足（前年と異なる品種を植えるなど）
- ・ ポストハーベスト段階での混入など
- ・ 飯米生産農家による種子買い取り価格の低さ
- ・ 飯米生産農家による圃場段階での生産技術不足
- ・ 優良種子を活用することの飯米農家のメリットの不足
- ・ 飯米としての精米段階での混入等
- ・ 飯米の流通段階での曖昧な品質基準
- ・ 飯米の流通段階での商習慣（重量単位の取引など）

- ・ ミャンマー国内消費者の志向
  - ・ 飯米の質に係る基準を有する海外輸出向けの取引の特徴（ロットの確保の難しさなど）。
- ③関連各組織の現状を分析する。
- (a) 関連各組織の所掌業務及び関連規程類の整備状況（存在する規定類を収集するだけでなく、本来あるべきものが未整備、または、既存の規程類の問題点などの情報も含む）に関して文献を収集・整理する。
  - (b) 関連各組織の所掌業務（特に商業省と農業畜産灌漑省のデマケ）について、制度上の建付けにとどまらず実態面の連携状況・課題等についてヒアリングする。
  - (c) 関連各組織の部署別人数、業務経験、予算状況について、計画だけでなく実態について情報収集する。特に種子生産者に生産技術普及を行う農業普及体制、及び種子認証を行う体制については詳細に情報収集する。
  - (d) 優良種子流通・認証における関連各組織の関与について、文献及びヒアリング結果等に基づき分析する。
- ④「農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト」関係者へのヒアリング及びサイト視察を通じて、同プロジェクトの到達点と今後の課題を把握する。また、シードラボにて、優良種子の供給量の全国的な統計データを入手する。
- ⑤パテインでの現地調査を中心に、エーヤワディー地域内でエーヤワディー地域農業局が「農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト」の成果の面的展開を行う上でのミャンマー側の現在の計画、実施体制及び実施状況を確認する。特に農業局種子圃場レベルでの品質管理及び種子生産農家レベルでの生産技術普及について詳細に確認する。
- ⑥技術協力プロジェクト「バゴー地域西部灌漑農業収益向上プロジェクト」の関係者へのヒアリングを行う。
- ⑦サガイン地域シュエポー（円借款農業所得向上事業準備調査を2016年8月から実施予定）での現地調査を中心に、上ビルマにおける優良種子の生産・流通状況について現状と課題を把握する。
- ⑧ヤンゴン地域の国内米及び輸出米の流通業者、取引所及び民間団体へのヒアリングを行い、米の流通面（品質基準、取引慣行など）の現状と課題を把握する。またASEAN市場への米輸出振興のために、優良種子の観点から取り組むべき課題を整理する。
- ⑨ネピドーの農業畜産灌漑省、商業省等へのヒアリングを通じて、ミャンマー政府のイネ優良種子供給・利活用促進に係る政策、予算、実施体制の現状と課題を把握する。
- ⑩CS供給・利活用促進のためのプロジェクト計画（目標・成果・指標・活動）の原案を検討する。バリューチェーン上の各課題について優先順位をつけ、プロジェクト期間中に取り組むべき課題の範囲について精査する。
- ⑪プロジェクトの実施体制（モデルサイト、投入、実施体制、実施スケジュール等）について計画案を作成する。特に、ミャンマー側の人員・予算について、年度別に可能な限り定量的に示す。
- ⑫担当分野のPDM案、PO案を作成する。

- ⑬プロジェクト計画案について、パテインでワークショップを開催し、関係者へプロジェクト内容を周知し、プロジェクト計画に対する意見を聴取し、プロジェクト計画案に反映させる。
- ⑭JICA 調査団に協力して、ミャンマー側と PDM 案、PO 案を協議し、ミャンマー側の理解とコミットメントを醸成する。特にミャンマー側負担事項については綿密に協議を行う。また、人員配置・予算要求などプロジェクト開始前にミャンマー側が準備すべきアクションについて整理し、同意を得る。
- ⑮M/M 案（英文）と R/D 案（英文）の作成に協力する。

(3) 帰国後整理期間（2016年9月中旬～10月上旬）

- ①担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた取りまとめに協力する。
- ②帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野の PDM 案、PO 案（英文）
- (2) 詳細計画策定調査報告書（案）（和文）  
電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、成田⇒バンコク⇒ヤンゴン⇒バンコク⇒成田を標準とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年8月17日～2016年9月15日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に先行して現地調査の開始を予定しています。また、JICA調査団員に2日先行して帰国し、日本国内で詳細計画策定調査報告書（案）のとりまとめを開始します。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画／評価分析（JICA）
- ウ) イネ種子流通・認証（コンサルタント）
- エ) 育種（JICAが別途契約するコンサルタント）

③便宜供与内容

JICAミャンマー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

英語⇄ミャンマー語（または、日本語⇄ミャンマー語）の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8461）にて配布します。

- ・現地日程（案）
- ・「農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト」終了時評価報告書、短期専門家報告書（種子市場調査）
- ・イネ種子認証・供給システム強化プロジェクト詳細計画策定調査に向けた議事録
- ・イネ種子認証・供給システム強化プロジェクト案件概要表（案）
- ・「バゴー地域西部灌漑農業収益向上プロジェクト」5月月報

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・Preparatory survey for intensive agriculture promotion program in the Republic of the Union of Myanmar : final report. -- Japan International Cooperation Agency : Sanyu Consultants Inc., 2016.2.  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025312.html>
- ・「農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト」中間レビュー報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016980.html>

(3) その他

①本プロジェクト案件概要表（案）は、詳細計画策定調査前の仮説として、日本側の投入は主に認証体制の強化に注力し、生産技術の改善については主にミャンマー政府の活動と位置付ける形で事業計画を記載しています。しかし、詳細計画策定調査の結果、実際に生産技術の改善についてミャンマー側の実施能力が想定以上に低かった場合には、認証体制強化（圃場審査能力向上）に含まれているCS増殖技術向上を、独立した成果として位置付けることを検討し、JICA 団員に助言して下さい。

- ②業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ④本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上